

工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)

第6号様式(第3条関係)

[記入方法] 該当する項目に 1 を記入する。

適応事例	評定点数		-1		-3		-5		-10		-20		評定点		
	担当	主任	内容		担当	主任	内容		担当	主任	内容		担当	主任	
施工体制台帳や施工体系図と現場の施工体制が一致していなかった。														0	0
配置技術者の資格・雇用等に問題があった。														0	0
入札前に提出された監理技術者等が、正当な理由がなく変更された。														0	0
監督員の承諾なしに施工計画と異なる施工をした。														0	0
品質管理が適正に行われなかった。														0	0
設計図書と不適合の箇所があった。														0	0
安全対策の不備による事故、災害等が発生した。														0	0
過積載車両の使用が確認された。														0	0
不正軽油の使用が確認された。														0	0
ディーゼル車排出ガス規制に違反する車両が確認された。														0	0
総合評価方式における技術提案書等の内容が履行されなかった。														0	0
現場代理人等が、正当な理由なく改善命令書の受取を拒否し続けた。														0	0
仕様書等に規定する関係法令に関する重大な違反があった。														0	0
重大なかがしが判明した。														0	0
その他()														0	0
評点計														0点	0点

1 工事の施工に当たり、上記適応事例の事実を監督員が確認した場合、総括監督員から改善命令書を交付した上で減点評価を行うこととし、減点は最大20点までとする。

2 同一事由による適応事例の複数項目の減点は、評定上合理的に説明できる場合を除いて行わない。

3 適応事例の適用範囲は次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書の履行に関することに限定する。

(2) (1)を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び(1)を履行するために下請負契約をし、その履行を行うために従事する者に限定する。

4 総合評価方式の場合には、「適応事例」により減点が異なる場合がある。